

資料編

あり方の検討のために作成した資料
(参考)

「早急にまとめるべき事項」に関する厚生労働科学研究費の見直しについて

I はじめに

1 今後の中長期的な厚生労働科学研究のあり方（中間報告）を受けて実施された施策について

- 平成16年度には厚生科学審議会科学技術部会の下に、「今後の中長期的な厚生労働科学研究のあり方に関する専門委員会」を設置し、これまでの厚生労働科学研究の成果と現状の体制を整理しつつ、中長期的な今後の厚生労働科学研究の在り方に関する中間的なとりまとめを行い、中でも早急を実施すべき事項として、研究の枠組みの見直しと、研究実施体制の見直しが示された。（別添1）

2 研究実施者、評価委員からのヒアリング

- 各研究事業所管課からのヒアリングを通じ、研究実施者の研究事業見直しに関する課題を整理した。
- 各研究事業の評価委員に対しアンケートを行い、適切な評価を行うための研究計画書の記載事項、評価の視点、評価方法などにつき課題を整理した（分担研究：「厚生労働科学研究の評価方法に関する研究」参照）。

3 中長期報告書以降の総合科学技術会議からの指摘事項又は問題提起について

- 総合科学技術会議より以下の問題提起、指摘がなされており、早急な対応が必要となっている。

I. 「平成19年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位付けについて」のうち、「平成19年度概算要求科学技術関係施策のうち厚生労働科学研究費補助金に該当する施策について共通事項」（抜粋）

1. 多くの課題に細切れになっており、各施策の目的・内容を精査し、効率的運用の観点からその再構築の検討を進められたい。
2. 規模を考えると、その実態及び再構築の検討方向を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討を進められ

たい。

3. 現在、取組中の交付時期の早期化の更なる促進と、間接経費の拡充に努められたい。
4. 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成 18 年総合科学技術会議決定）に則った取組について具体的な検討を進めるなど、不正使用等の防止に留意ありたい。

Ⅱ．「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」（抜粋）

1. 繰越明許費制度の活用促進及び周知徹底
 - (1) 繰越事由の要件を現場に周知徹底するとともに、繰越の運用実態を各機関等が幅広く共有するよう、取組を進める。
2. 研究費の交付時期の早期化
 - (1) 研究費の継続分については、原則年度開始当初に交付する。
 - (2) 厚労科研費について、9 月時点で 9 割以上の交付決定通知を行うことを目標として、その早急な実現に取り組む。
 - (3) 厚労科研費の外部機関への研究費配分事務の移管（F A 化）についても、利益相反の疑いを招かない公平・透明な F A の在り方の検討を進めつつ、平成 22 年度の目途に段階的に業務の移管を推進し、交付時期の更なる早期化に取り組む。
3. 公正で透明な資金管理体制の確立
 - (1) 大学等研究機関においては、経費の管理・監査体制を整備し、公正で透明な資金管理体制を確立する。

資金配分機関においては、研究費配分ルール作りやその徹底、研究機関の責任の明確化等を進めていく。また、公的研究費の使用に関する研究機関からの問い合わせに対して、資金配分機関が迅速かつ分かりやすく回答する体制の整備に努める。

研究機関、資金配分機関は「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議決定）に基づき、上記取組を具体的に推進する。

II. 取りまとめについて

- 今後の中長期的な厚生労働科学研究のあり方（中間報告）を受けて実施された施策の検証、研究者・評価委員からの問題提起、総合科学技術会議からの指摘等を踏まえ、以下の事項について、各項目毎にその課題、背景について検討を行い、検討の方向性を提示すると共に具体的な見直し案を提示した。
 1. 研究事業枠組みの整理・再構築
 2. 大規模疫学・臨床研究の推進
 3. 研究課題の評価・採択における行政官の役割の見直しについて
 4. 補助金執行事務の一層の早期化
 5. 研究費使用の弾力化について
 6. 利害の衝突への配慮等倫理指針の遵守について
 7. 若手研究者・研究基盤を支援する専門家育成の充実・支援
 8. 間接経費の拡充

- 現在、調査が行われている厚生労働科学研究費補助金の詐取事件の結果を受けて、研究経理の不正防止対策が策定される予定となっており、研究費使用の弾力化については、その対策と一体となって実施されるべきである。

III. 個別の課題について

1 研究事業枠組みの整理・再構築

(1) 背景

- 第3期科学技術基本計画及び厚生労働科学研究費の基本理念である「健康安心の推進」、「健康安全の確保」、「先端医療の実現」の下にあるべき16の研究事業の政策目標が必ずしも明確に整理され提示できていないとの指摘がある。

- そのため、その間をつなぐ政策目標を明確化し、その政策目標の下で各研究事業の政策目標を整理し提示できるようにすべきとの指摘がある。

- また、政策目標に沿った研究事業の枠組みだけでなく、研究を疫学研究、臨床研究、基準・規制開発等の政策提案型の研究等研究手法に応じて整理し、その手法に応じた研究の規模、期間等を考えていくべきとの指摘がある。

(2) 検討の方向

- 従来の政策別の研究事業の政策目標をより明確化するため、各部局の政策目標を上位目標とし、各研究事業の目標を明確化していく。
- 従来の政策別の研究事業の類型とは別に、研究手法の共通性に応じて研究課題を整理し、その分類毎に行政関与の程度、研究規模・期間等を見直す。

(3) 見直し案

- 総合科学技術会議等に対する対外的説明は、各部局の上位目標を元に局単位で行い、施策が細切れであるとの指摘に応じていく。
- 研究手法を分類し、疫学・基礎・臨床研究を「自由競争型」とし、現場サービスの改善・政策提案型研究を「政策直結型」と大きく2グループに分け整理して行った上で、研究応募時に、研究手法を記入させ、その分類に応じ、行政の関与の度合い、研究の規模、期間を設定していく。

2 大規模疫学・臨床研究の推進

(1) 背景

- 予算的な制約のある政策別の研究事業においては、大規模な疫学・臨床研究が実施が難しいとの指摘がある。
- 戦略型研究においては、研究リーダーが最終的なプロトコールを作成する前に採択されてしまうため、研究開始後にプロトコールを完成させるとともに、倫理委員会の承認等に手続きなどの体制整備を行うため、本格研究の開始が期待されている初年度において必ずしも十分な進捗がなく研究費に余剰がでることがある。
- そのため、大規模な臨床研究を行うためには、本格研究前にプロトコールの作成や体制整備のための時間と資金が必要であるとの指摘がある。
- また、戦略型研究においては、最終的なプロトコールの完成を

見て、研究実施の是非を検討出来ないとの指摘がある。

- 戦略型研究の実施に伴っては、各研究事業の所管課にとってみると、これまでのそれぞれの研究事業の研究費総額の中で新たな研究枠組みの予算を確保する必要があるため、他の研究課題の研究費を圧迫する要因となり、戦略研究の推進に積極的ではない野ではないかという指摘もある。
- プロジェクト提案型研究は、戦略型研究等の大規模研究への移行の障壁が高く、また研究事業の予算増に繋がらないため新たな研究課題の設定が少ないなど見直しの必要があると指摘されている。
- 戦略研究の実施機関として財団を充てていたが、研究費において十分な人件費が措置されれば、主任研究者の所属する研究機関内に研究実施の支援チームを設置できるのではないかと指摘がある。

(2) 検討の方向

- 戦略研究、プロジェクト提案型研究を発展的に解消させ、新たに大規模な疫学・臨床研究が政策別の研究事業の枠を超えて実施するため、大規模プロジェクト型研究事業を新設する。

(3) 見直し案

- 戦略研究型、疫学研究型、臨床研究型の3つの分野からなる大規模プロジェクト型研究事業を新設する。
 - ① 戦略研究型
具体的行政ニーズに基づいた研究を実施させるため、プロトコル骨子案を提示し、研究を実施させる成果契約型研究
 - ② 疫学研究型
従来の政策別研究事業において費用が大きすぎるため実施が難しい大規模コホート研究等の疫学研究
 - ③ 臨床研究型
従来の政策別研究事業において費用が大きすぎるため実施が難しい新たな治療法の開発等の臨床研究

- 二段階評価の導入
 - ①第一段階では、各研究事業の評価委員会において、行政官は加わらず同分野の研究者・疫学者による計画・体制・費用の妥当性の観点からの振り落としを行わせる。
 - ②第二段階で、国内有識者、外国の研究者、市民代表者、行政官等からなる各分野の利害を離れて評価の出来る者から構成される評価委員会において期待される成果の重要性、行政的意義から採択を決定する。

- 本格研究開始までの十分な時間と資金の提供
 - ①初年度は、数百万円の研究費を補助し、プロトコルの作成を行う研究を実施させ、完成したプロトコルを評価委員会で審査し本格研究実施の是非を判断する。
 - ②次年度は、数千万の研究費を補助し、協力病院の公募、倫理審査委員会への申請、研究支援チームの設置等を行わせる。
 - ③翌々年度より、原則として4年間で年額数億円の研究費を補助し本格研究を実施させる。

- 研究支援チームに対する人件費の措置

財団に研究実施の支援を行わせる従来の方法に加え、主任研究者の所属機関において研究支援チームを設置し研究を実施させることも許可し、その際はその人件費についても研究費から支弁できるようにする。

3 研究課題の評価・採択における行政官の役割の見直しについて

(1) 背景

- 総合科学技術会議より、研究課題の評価・採択における行政官の役割を整理すべきであると問題提起されている。

- 今回の事件の背景として、行政官の研究課題に対する評価・採択に

おける権限が強すぎるのではないかという指摘がある。

- 厚生労働科学研究費補助金は、政策対応型・目的指向型にその特徴があり、行政の一定の関与が重要であるとの指摘がある。
- 基礎研究、臨床研究、疫学研究に対する評価体制は、計画、体制、費用の妥当性のチェック等まで行う為には、評価委員の負荷が大きすぎるとの指摘がある。
- 特に、医薬食品局の研究等規制型行政の政策提案、未知の事態が勃発した際に迅速に科学的な知見に基づいた政策を実施するためには、行政主導の研究事業が必須であるとの指摘がある。

(2) 検討の方向

- 従来の政策別の研究事業の類型とは別に、研究手法の共通性に応じて研究課題を整理し、その分類毎に行政関与の程度、研究規模・期間等を見直す。
- 具体的には、研究手法を5分類し、疫学・基礎・臨床研究を「自由競争型」とし、現場サービスの改善・政策提案型研究を「政策直結型」と大きく2グループに分け整理する。(別添 第 回科学技術部会提出資料参照)

(3) 見直し案

自由競争型研究の評価・採択に二段階評価の導入

- 自由競争型研究に対する行政の介入は最小限とすること・評価者に対する負担の軽減・より質の高い研究を採択するため、2段階評価を導入する。
- 具体的には、第一段階では行政官は加わらず同分野の研究者・疫学者による計画・体制・費用の妥当性の観点からの振り落としを行わせ、第2段階で、行政官も評価に加わり期待される成果の重要性、行政的意義から採択を決定する。

4 補助金執行事務の一層の早期化

(1) 背景

- 今まで、(1) 業務量の増大の緩和策として、派遣社員を雇用して集中的な事務処理の実施（ファストトラックの導入）、国立高度専門医療センター及び国立試験研究期間への配分機能の段階的な移転（Funding Agency 化の推進）、および Web 上での課題応募と交付申請作成支援（研究開発管理業務のシステム化）、また (2) 手続きの早期化として、関係規定の早期改定および課題採択の前倒しを推進する。等の対策を講じてきた。
 - その結果、9 月時点での交付決定通知済みの件数の割合が平成 14 年度には 11.3%であったのが平成 18 年度は 60.5%になるなど、研究費の執行は着実の早期化してきた。
 - しかしながら、研究費執行事務の一層の早期化が求められている。
 - 厚生労働科学研究費補助金交付申請書の申請締切に遅れる研究、記載ミスの多い研究が、交付決定が遅れる原因の一つであるとの指摘がある。
 - 各研究事業所管課において、研究事業の執行業務に不慣れであったり、他の業務を優先するなど執行業務が滞ることがあることが指摘されている。
 - 現在、申請事務を効率的に処理するため、毎年 4-6 月に厚生科学課内に設置されている「厚生労働科学研究費申請事務特別チーム」は、業務に不慣れな臨時職員から構成されているため、事務処理の迅速化にあまり寄与していないとの指摘がある。
- (2) 検討の方向
- 事務作業の手順を見直し、効率化を図っていく。
 - 研究者及び各研究事業の所管課にインセンティブ・ディスインセンティブを与えることにより早期執行を図っていく。
- (3) 見直し案
- 各研究事業所管課の研究事務執行担当者に対する事前説明会を開催する。

- 厚生労働科学研究費申請事務特別チームに、省内事務官を充てる等、その実効性を高める工夫を行う。
- 交付申請書の締切を過ぎた申請、記載ミスが多い申請については、次年度の中間評価において評価点を減点又は次年度研究費の削減率を高める等の対策を行う。
- 各研究事業所管課において研究者の所属する研究機関の経理事務担当者を対象とした研究費事務の説明会開催を奨励する。
- 各研究事業において、交付決定の早期執行の達成度と次年度予算査定との連動がされるよう配慮する。

5 研究費使用の弾力化について

(1) 背景

- 研究費の不正利用の防止のためにも、一層の研究費使用の弾力化が重要ではないか。
- 各地方厚生局の指導・監査部門に研究費の監査を行う人員を配置するなど、事後チェックの増強を前提に研究費の弾力化を行うべきではないか。
- 科学技術部会委員の意見等を踏まえ、人件費の弾力化を中心に行うべきではないか。
- 優秀な人材を確保するため、人件費等の単価をより柔軟にできないか。

(課題)

- ① 研究者というより CRC 等即戦力を求めるその道の専門家を処遇する人件費枠がない
- ② 俸給表に従った給与レベルは低いとの指摘がある。(手取り年収は、A ランクで 500 万、B で 300 万、C で 200 万ほど)
- ③ 常勤よりも高い給与で雇用できるよう、実態を表していない「非常勤職員」という名称から「期限雇用スペシャリスト」等に変

更すべきではないか。

○ 人件費に使える枠をもっと拡大できないか。

(課題)

- ① 謝金以外の人件費枠がない研究事業がある（直接研究費で人件費枠が無い、推進事業がついていない）
- ② 研究事業、課題の中で、枠が小さすぎる（リサレジ募集枠が少ない等）

○ 人件費を推進事業で賄うのは問題ではないか。

(課題)

- ① 推進事業の中にしめるリサレジの予算額は大きく、人件費増が財団への助成増につながり、2/3ルールが障害になる。
- ② 推進事業の実施のための事務経費が支弁されておらず、実施団体の財団等が実施するインセンティブがない。
- ③ リサレジは身分が財団に置かれるため、特にリサレジが研究不正を行った際に、雇用主である財団が責を負うこととなり、次年度からの推進事業の実施ができなくなる可能性がある。
- ④ 新規採択課題の推進事業は、本体研究に数ヶ月以上遅れて採択が決定されるため、研究体制が決まらない、以前より雇用していたリサレジの継続雇用が難しい等の課題がある。

(2) 検討の方向

人件費の弾力化を行う。

(3) 弾力化の案

- ① 優秀な人材を確保するため、人件費等の単価をより柔軟に対応できるよう規程を見直す。具体的には、下記の文部科学省の振興調整費を参考に、標準額の設定を無くし所属機関で働く同等の者を参考に人件費を決定できるものとする。また、実態に即して「期限雇用専門家（仮）」等名称を変更を考慮する。

(参考)文部科学省振興調整費研究費の規定振り

(科学技術・学術政策局 委託業務事務処理要領)

第7 ③人件費の単価については契約時に、委託業務の従事者が特定されている場合、その賃金を元に適切に定めること。

但し、従事者が特定できない場合は、想定される従事者の役職等に応じた平均賃金を元に適切に定めたものによることができる。また、乙の受託規程等に人件費の単価が定められている場合は、その内訳を精査した上で、これによることができるものとする。

また、額の確定時においては、受託規定等に定められた単価を採用した場合を除いて、従事者の変更や給与・手当の増減等を反映した単価への改定を行い、額の確定を行うものとする。

- ② 基礎研究、疫学研究、臨床研究型の研究に限って直接研究費枠に人件費枠を認める。
- ③ 人件費を推進事業から直接研究費枠に移す。また、現在推進事業を行っている財団等に対しては、指定型で「企画と評価に関する研究」を実施させ、評価委員会の運営等、より直接的に研究事業の支援を行わせる。

6. 利害の衝突への配慮等倫理指針の遵守について

(1) 背景

- 疫学・臨床研究倫理指針が、大臣告示で策定されている。
- 大規模な研究の実施等に伴い、厚生労働研究補助金と併せて企業等からの寄付を活用して研究する例が見られる。
- 倫理指針において、利害の衝突、研究資金源について研究計画書に記載し、研究機関に設置された倫理審査委員会で審査することとなっている。
- いくつかの研究事業において、企業から得た寄付を活用した研究事業についてその正当性、透明性について問題視されている。

(2) 検討の方向性

既存・新規の施策を推進することにより、臨床研究の推進と被験者保護の強化を図っていく。

(3) 見直し案

○ 倫理審査委員会の実施指導

平成19年度からの新規事業である治験及び臨床研究を審査する倫理審査委員会の実施事業を拡大していく。

○ 倫理審査委員会委員に対する研修事業

○ 厚労科研費応募研究の研究費の調達状況の透明化

厚生労働科学研究費補助金の応募要項及び様式を改定することにより、厚労科研費に併せて他機関から調達する研究費も把握できるようにする。

○ 厚労科研費に応募する研究者への倫理指針習得の義務化

米国や一部機関（東大、がんセンター等？）において実施されている例を参考に、インターネットラーニング等研究者への負担を最小限にするように配慮しながら、厚労科研費応募に倫理指針講習の修了を条件とする。

7. 若手研究者・研究基盤を支援する専門家育成の充実・支援

(1) 背景

- 若手育成型の研究課題の公募が行われているが、応募数が少なく若手研究者のニーズに合致していないという指摘がある。
- 研究課題の応募時に作成する研究計画書において、「疫学・生物統計学の専門家の関与の有無」について記載を求めているものの、その記載の有無が評価に必ずしも反映されておらず、これら専門家が研究に参加させるインセンティブになっておらず、研究基盤を支援する専門家育成の支援につながっていないとの指摘がある。
- 研究事業の司令塔となるべきPO, PDは、その業務に携わる期間において、その分野の研究費を得ることができず、PO, PDの希望者が少ないという指摘がある。

(2) 検討の方向性

若手枠の課題設定のあり方の見直し及び、疫学者・生物統計家、PO, PD経験者が参加する研究課題について、評価が高くなる仕組み作りを行う。

(3) 見直し案

○ 若手育成型研究公募課題の見直し

優れた研究者の育成が特に必要とされている研究分野においては、公募課題を設けず広く若手研究者の発想に基づく研究を募集することとする。

○ 疫学者・生物統計家の参加する研究への評価点加算

疫学研究・臨床研究型の研究に関し、分担する研究項目として疫学的・生物統計的観点からの研究を行う研究者が参画しかつ、「疫学・生物統計学の専門家の関与の有無」においてその関与が確認されて研究については、評価点を加算する。

○ PO, PD 経験者の参加する研究への評価点加算

PO, PD 経験者が参加する研究については、評価点を加算する。

8. 間接経費の拡充

(1) 背景

- 直接研究費の30%を目途に一層の間接経費の拡充を求められている。
- 間接経費を上積みする研究事業条件（現在、3千万円以上の研究費の研究を条件としている）の緩和が必要であると指摘されている。

(2) 検討の方向性

間接経費を上積みする研究事業条件を緩和すると共に、引き続き間接経費の増額を図る。

(3) 見直し案

○ 間接経費を上積みする研究事業条件の緩和

直接研究費の総額の下限を撤廃し、小規模な研究であっても間接経費が上積みされるようにする。

本研究を実施するにあたり用いた資料（参考）

別添1：中長期的な今後の厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会中間報告書 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/s0421-4.html>)

別添2：国際協力・協調分野に関する研究事業について

別添3：平成19年度厚生労働科学研究費補助金の早期執行について

別添4：研究事業における人件費の整理

別添5：産官学の連携強化による研究の推進について

別添6：今後の中長期的な厚生労働科学研究のあり方について（案）

別添 1

今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会 中間報告書 概要

1. はじめに

○これまでの厚生労働科学研究の成果と現状の体制を整理しつつ、中長期的な今後の厚生労働科学研究の在り方について概観し、政策目的、研究枠組み、研究実施体制等の観点からこれを整理し、中間的なとりまとめを実施。

2. 厚生労働科学研究の現状

(1) 概況

○平成16年度当初における予算額は約422億円。4分野18事業から構成。

(2) 事業の特徴

○厚生労働省の科学技術関係経費（約1,290億円）の1/3を占め、ライフサイエンス分野における投資額としては、文部科学省に次ぐ規模。

○平成15年度実績で、総数1,454件の研究事業に対し助成。

○目的志向型の研究課題設定、原則として公募、評価委員会で採択を決定。

3. 厚生労働科学研究をめぐる課題

(1) 制度全般に関する事項

○他の公的研究助成制度との違いが曖昧で政策目的や研究費の性格が不明確。

○政府全体のライフサイエンス推進戦略の中での役割が不鮮明。

○国民の健康に関する課題や国民生活の安心・安全に関する課題について、厚生労働科学研究による着実な取り組みと課題の克服が必要。

○基礎研究のすそ野を確保し、研究の多様性を保っていくことが不可欠。

(2) 研究システムに関する事項

① 研究の枠組み

○分野・事業横断的な重点課題への取り組みや研究者の育成について配慮が不十分であり、長期継続的研究課題では資源配分が硬直化。

○研究の実施に際して政策に直結する成果が得られる様な工夫が必要。

○評価の如何によらず必要とされる研究を競争的資金の枠組みの中で実施す

ることは問題。

②研究評価のあり方

○総合科学技術会議による厚生労働科学研究の評価は、個別課題が担う政策的意義に対する評価が不十分。保健医療分野の研究評価の在り方と、評価を踏まえた事業予算配分の在り方について整理することが必要。

③研究の実施体制

- 早期執行の実現には、交付時期の遅延要因を具体的に改善することが必要。
- 先進的・国家プロジェクト的な分野では、専門的視点と政策的視点の両方に立脚した研究企画や研究事業管理を行うことが必要。
- 長期的観点から将来の研究を担う研究者の育成に結びつく対策が必要。
- 多施設臨床研究を我が国において推進していくためのしくみが必要。

(3) 透明性の確保と社会的貢献に関する事項

- 研究に対する国民の理解と支持の獲得には研究費運営の不透明感や否定的なイメージを払拭することが不可欠。
- 個々の研究における個人情報に対する格別の配慮が必要。
- 事業全体として社会貢献についての対応を図ることが必要。
- 健康問題のグローバル化に伴い、特にアジア諸国との緊密な連携とこの分野の科学技術研究の振興のための国際的貢献が必要。

4. 今後の厚生労働科学研究の在り方

(1) 資源配分の基本方針

- 厚生労働科学研究は、目的志向型研究（Mission-Oriented Research）という役割をより一層明確化し、国民の健康を守る政策に関連する研究支援に重点化していくことが必要。
- 実現すべき基本理念の下、国民に分かり易い政策目標を設定し、その達成に資する評価可能な実現目標を具体的かつ明示的に掲げ推進することが不可欠。その際、基本理念、政策目標、実現目標は、客観的で国民から見て納得感のあるものとなる様、体系化することが必要。
- 基礎研究と臨床（応用）研究の橋渡しを行うトランスレーショナルリサーチや治験を引き続き支援していくことが必要。
- 政策目標や実現目標は、時流にとらわれず、あくまで政策的なニーズをベースに設定し、研究の進捗に応じた適時の見直しが重要。
- 政策へのロードマップ上必要と考えられる研究は国際的ベンチマーキング

を実施した上で支援し、政策（出口）的対応に直結する研究はその学術面での手法等を改善しながらでも遂行すべき。

○基盤となる基礎研究のすそ野が十分に確保される様、厚生労働科学研究を含む関係府省の研究事業の中で、政府全体でこれを推進していくべき。

（２）研究システムの見直し

○資源配分の基本方針に従い研究システムを見直し。

① 研究の枠組み

○時間軸上に目標を明示しつつ効果的・効率的な成果達成を確保する戦略的アプローチが実施できる研究の枠組み、府省の責務として実施する研究の枠組み、研究者育成に重点をおいた枠組み、研究計画の審査に十分な時間をかけて実施する研究の成果が期待できるものとする枠組みの創設が必要。

② 研究実施体制の強化

○資金交付時期の適正化のため、研究費交付審査事務の見直しが必要。将来的に電子申請・審査体制の確立や事務の更なる簡素化を推進。

○外部機関への研究費配分事務の移管の検討・実施（Funding Agencyの創設）と、ここに記載される厚生労働科学研究を担当するプログラムオフィサー、プログラムディレクター、データマネジメント担当者等の育成や配置が必要。

○評価委員の確保と人材育成の観点から若い評価委員の積極的登用が必要。

○研究者を育成する観点から評価結果のフィードバック等の配慮が必要。また、アジア諸国との連携を重視する観点からアジアにおけるこの分野の研究者の養成への協力が必要。

（３）透明性・社会的貢献の重視

○推進事業の見直しや成果広報用資料のインターネットホームページでの公開等により積極的に研究成果を発信し普及啓発活動を推進することが必要。

○申請者に対する適正執行の啓蒙と、不正執行者への厳格な対応が重要。

○研究における個人情報保護法や各倫理指針の遵守の推進が必要。

○社会全体への貢献について事業全体で工夫することが不可欠。

5. 第3期科学技術基本計画と厚生労働科学研究

（１）ライフサイエンス分野のさらなる振興と推進

○ライフサイエンス分野が今後も政府の最重点分野に位置づけられることが

不可欠であり、その統合的な政府全体の推進戦略の策定において、厚生労働省の積極的参画と貢献が必要。

(2) ライフサイエンス分野における府省連携。

○この分野の府省連携の中で厚生労働省は積極的役割を担うことが必要。

(3) 総合科学技術会議の研究事業評価

○各省と十分な意志疎通や調整を行うよう、評価のあり方を見直すべき。

(4) 公的研究機関と厚生労働科学研究

○厚生労働科学研究制度と国立試験研究機関、国立高度専門医療センター等の施設運営を総体として、引き続きさらに検討することが必要。

6. おわりに

- 第3期科学技術基本計画の策定に向けて、中長期的な観点から今後の厚生労働科学研究の在り方について中間的なとりまとめを実施。
- 厚生労働科学研究の実施にあたって、厚生労働省の任務に照らし実現すべき基本理念を提示し、その理念の下に国民に分かり易い政策目標を設定した上で、その政策目標の達成に資する評価可能な実現目標を掲げて推進。
- ライフサイエンス分野の研究は、政府の最重点分野に位置づけられることが必要。
- よりよい厚生労働科学研究費補助金制度のために、第3期科学技術基本計画の方向を踏まえ、研究システムの見直し、研究実施体制の強化、透明性・社会的貢献の重視を具体的に実現することが必要。

別紙 厚生労働科学研究の具体的見直し案

1. 研究の枠組みの見直し

- 厚生労働科学研究における多様な研究の形態・運営のニーズに対応するため、5つの研究類型（①一般公募型、②指定型、③戦略型、④プロジェクト提案型、⑤若手育成型）を創設。

2. 研究実施体制の見直し

(1) 研究費執行体制の改革（可能な限りの早期執行の体制確保）

① “ファーストトラック” の設定（一定要件を満たす課題への早期交付）

- 質の高い研究計画書を早期に提出した研究者に対する早期交付の実現。
- 早期交付対象の要件を明示（申請書に関して記載漏れがない等）。
- 早期交付を実現することにより、研究者の申請事務への協力を奨励。

② 対策本部の設置

- 申請事務が集中する特定時期（毎年4～6月）に限定した「（仮称）厚生労働科学研究費申請事務対策本部」を設置し、事務処理対応を集約化。

③ 取扱規定・取扱細則の改正作業前倒し

- 事務手続き早期化に必要な作業（取扱規定改正作業等）を前倒して実施。

(2) 研究体制の強化

① 多様な研究への参画スタイルの確保

- エフォート管理の徹底と、特定研究者が無理なく研究に参画できるような制度的枠組み（例：顧問、研究アドバイザー等）の整備。

② 若手研究者育成の充実

- 若手研究者のみに応募資格を限定した研究の枠組みの設定
- 評価結果を逐次フィードバックする等、教育的配慮を付加的に実施。
- 研究者の育成や拡充が特に必要とされている研究分野の研究を活性化。

③ 研究基盤を支援する専門家育成の支援

- 質の高い研究成果を得られるよう、疫学／統計学の専門家が研究協力者として参画することを奨励する仕組みの検討。
- 推進事業を活用することにより、疫学／統計学の専門家等の研究基盤を支える専門家を育成支援する仕組みの導入を検討。